

農業委員を募集します。

農業委員の欠員に伴い、農業に熱意と識見を有する方を募集します。

あなたの力で、担い手への農地利用の集積・集約化の推進、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地利用の最適化を推進しましょう。

項目	詳細		
応募方法	◎他薦又は自薦によります。 ◎所定の届け出様式（推薦用と応募用の２種類あります。）に必要事項を記載の上、直接または郵送で米沢市農業委員会事務局へ提出してください。 ◎届出用紙は、農業委員会事務局で直接お受け取りいただくか、市ホームページよりダウンロードしてください。		
応募受付期間	令和7年6月10日（火）～令和7年7月7日（月） 必着		
対象者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項やその他農業委員会が所掌する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人。		
募集委員数	1名　○市内全域を1区として募集します。		
任 期	任命の日から令和8年7月19日まで(前任者の残任期間)		
報 酬	特別職の職員の給与に関する条例により支給されます。		
主な職務内容	◎毎月1回定例総会に出席して、農地の権利移動等の許認可及び農地転用許可の審査を行う。 【推進委員と連携する業務】 ・担い手への農地集積や集約化（地域計画の話し合いへの参加） ・遊休農地の発生防止と解消（農地パトロール） ・農業者新規参入の促進業務 ・その他農業委員会の所掌事項		
応募資格	◎次のすべてに該当する人は、委員に応募することができます。 ・農業委員会法第8条4項の各号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者）に該当しない人 ・米沢市暴力団排除条例に該当しない人 ・基本として市内に住所を有する人。 ・法令により兼職が禁止されている職に就いていない人 ・市の職員でない人 農地利用最適化推進委員を兼ねることはできません。		
推薦・応募の手続き	規定の様式に必要事項を記入のうえ、持参または郵送により米沢市農業委員会事務局（米沢市役所2階8番窓口）まで提出ください。持参いただく場合は、平日の午前8時30分から午後5時00分の開庁時間内をお願いします。 ・自薦または推薦は問いません。 ・届出様式は、「応募届（自薦）」と「推薦届（他薦）」の2種類あります。 ・届出様式は、農業委員会事務局で受取るほか、このページからダウンロードできます。		
届出様式 （届出の記入例）	届出用紙は、農業委員会事務局で直接お受け取りいただくか、市ホームページよりダウンロード <table><tr><td>・推薦届※Word様式・推薦届記入例※PDF</td><td>・応募届※Word様式・応募届記入例※PDF</td></tr></table>	・推薦届※Word様式・推薦届記入例※PDF	・応募届※Word様式・応募届記入例※PDF
・推薦届※Word様式・推薦届記入例※PDF	・応募届※Word様式・応募届記入例※PDF		
選任方法	推薦を受けた人および応募した人の中から候補者を選任し、市議会の同意を得たうえで市長が任命します。 ●必要に応じて農業委員評価委員会を開催し、提出された書類をもとに選任します。 ●候補者の選任に当たっては、法律の規定などで選任にあたっての条件があります。 ・認定農業者が原則として定数の過半数を占める。 ・農業者と利害関係のない中立委員を含める。 ●次の事項についても配慮します。 ・青年（50歳未満）や女性の積極的な登用をはかる。 ・委員の配置は、区域別に隔たりがないようにする。		
その他	◎米沢市の特別職の非常勤職員となります。 ◎秘密保持の義務があり、委員として職務上知りえた情報は、在任中だけでなく退任後も漏らしてはいけません。 ◎応募状況については、市ホームページで公表します。なお、公表内容は必要事項のみ掲載します。（生年月日・住所および連絡先を除いた届出書に記載された内容）		